

基準12

有料老人ホーム

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームで設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合していること。
- 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- 3 当該有料老人ホームが病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携する等、当該施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
- 4 当該有料老人ホームの設置につき、市の有料老人ホーム担当部局と「高崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づく事前協議が済んで「事前協議終了通知書」を取得しており、適切な施設の開設が確実であること。
- 5 当該有料老人ホームの立地につき、市長が、都市計画の観点から支障がないと認めたものであること。
- 6 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。